

湖西市感震ブレーカー設置事業費補助金交付申請チェックシート

補助対象者について	
該当するもの	☐ ・市内に住宅又は併用住宅を所有し、当該住宅に居住している個人
	☐ ・市内の賃貸目的の住宅又は併用住宅に居住している個人
	☐ ・市内の自らが所有する住宅又は併用住宅に当該事業完了後に居住する個人
	☐ ・市内に自らが居住する住宅又は併用住宅を新築する個人
☐	・申請者又は申請者と同じ世帯で生活する者に市税の滞納はありません。申請者が市外在住の場合は、在住市町村が発行する市税等の滞納がない証明書を添付します。（新築する当該住宅に居住する全員分）
☐	・この交付申請にあたり、申請者及び申請者と同じ世帯で生活する者の住民登録状況及び市税の納付状況について市が調査することに同意します。
☐	・申請者又は申請者と同じ世帯で生活する者がこの補助金の交付決定を受けていません。
☐	・申請者又は申請者と同じ世帯で生活する者が暴力団員等（湖西市暴力団排除条例（平成24年湖西市条例第34号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）又は当該暴力団員等と密接な関係を有する者ではありません。
☐	・この交付申請にあたり、市が暴力団に利することがないことを確認する場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。
補助対象住宅について	
☐	・自らが所有し居住する住宅又は賃貸等により居住する住宅。新築の場合は、湖西市内の住宅である書類（建築確認済証など）の写しを添付します。
☐	・申請者が建物所有者でない場合、建物所有者又は管理者の承諾を得ています。
☐	・感震ブレーカーを設置する分電盤は、居住部分を含むものであり、事務所や店舗その他これらに類する用途のみに使用する部分を対象としたものではありません。
☐	・設置する住宅に生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していない。又は、医療用機器等に停電時に使用するバッテリーを備えています。
感震ブレーカーについて	
☐	・一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規格に適合する構造及び機能を有するものを設置します。
☐	・感震ブレーカーの設置予定場所が確認できる写真又は図面等を添付します。
☐	・感震ブレーカーの購入及び設置に要する経費が分かる見積書の写しを添付します。 ※既存盤の取り換え及び新築時に設置する場合は不要。
☐	・新品を設置します。
☐	・設置した感震ブレーカーの転売や流用はしません。
補助申請について	
☐	・湖西市感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱の内容を遵守します。
☐	・交付決定を受けた事業に要する経費（事業費の額）が20%以上変更する場合又は、補助事業の中止、廃止をしようとする場合は、変更等の承認申請を行います。
☐	・補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市に報告してその指示に従います。
☐	・感震ブレーカー設置後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市に一切の責任を求めません。
☐	・申請内容に虚偽があった場合は、市に対して補助金を返還します。

申請にあたり、上記の事項を確認しました。（同意の上、□に「レ」を入れてください。）

年 月 日

氏 名

（署名又は記名押印）